

論壇

税務調査における事前通知と
税務手続のデジタル化



鈴木涼介
【神田】

はじめに

令和元年5月31日いわゆる「デジタル手続法」¹が公布された。今後は行政手続の原則オンライン化が推進され、税務手続においてもデジタル化のための各種施策が講じられる。

ところで、税務調査手続においては、平成23年12月の法制改正で、運用上の取

扱いを法令上明確にする改正が行われ、税務調査における事前通知も法令上明確に規定された。しかしながら、その具体的な方法については法令上規定がない。そこで、本稿では、税務調査における事前通知について、デジタル化の観点から若干の検討を行う。

1. 税務調査における事前通知

税務署長等は、国税庁等又は税関の職員に納税義務者に対し実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、原則として、あらかじめ、その納税義務者（税務代理人を含む。）に対し、その旨及び一定の事項を通知するものとされている（国通法74の9①）。

「通知」の定義については、国税通則法において特段の規定を置いていないところ、一般的には、「意思又はある事実を他人に知らせること」や「行政庁が、ある事項を、特定の又は不

特定多数の人に知らせる行為」と解されている²。すなわち、相手に「知らせること」が「通知」であって、その具体的な方法は限定されない。したがって、税務調査における事前通知は、口頭による通知のほか、文書による通知や電子メールによる通知も認められると考えられる⁴。

この点について、国税庁における「税務調査手続に関するFAQ（税理士向け）」（問12）では、「原則として電話により口頭で行う」としている。

「e-Tax」という「処分通知等」とは、「処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）」（デジタル推進法3九をいうこと）から、税務調査における事前通知も「処分通知等」に含まれると考えられる。しかし、税務署長等がe-Taxにより行うことができない処分通知等は、法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知のうち国税庁長官が定めるものとされており、税務調査における事

前通知はその定めに含まれていない（国税省令9②、平成30年国税庁告示第8号）⁷。そのため、現在は、e-Taxにより事前通知を行うことはできない。なお、電子情報処理組織を利用して行う処分通知等は、その処分通知等を受ける者がその電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の（一定の方式による）表示をする場合に限り、行うことができる。国税庁においてはe-Taxにより処分通知等を受ける旨を「当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式」による必要があることから、税務調査における事前通知のデジタル化においては、上記方式も見直す必要がある（デジタル推進法7①但書、国税省令11）。

マイナンバー制度のインフラである「マイナポータル」は、行政機関等において、自分の情報などのやり取りされているかを確認するためのポータルサイトである。しかし、マイナポータルは、他にも様々なサービスを提供しているとともに、マイナポータルのAPI（Application Programming Interfac

e）を行政機関や事業者などに提供し、行政又は民間

2. 電子情報処理組織を利用した処分通知等

国税に関する処分通知等については、いわゆるデジタル行政推進法⁵及び国税関係法令に係る手続の主務

省令⁶により、電子情報処理組織を利用して行うことができることされており、国税においては「国税電子申

告・納税システム」（以下「e-Tax」という。）を利用して行うこととなる（デジタル推進法7、国税省令9②、12）。ここでいう「処分通知等」とは、「処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）」（デジタル推進法3九をいうこと）から、税務調査における事前通知も「処分通知等」に含まれると考えられる。しかし、税務署長等がe-Taxにより行うことができない処分通知等は、法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知のうち国税庁長官が定めるものとされており、税務調査における事

前通知はその定めに含まれていない（国税省令9②、平成30年国税庁告示第8号）⁷。そのため、現在は、e-Taxにより事前通知を行うことはできない。なお、電子情報処理組織を利用して行う処分通知等は、その処分通知等を受ける者がその電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の（一定の方式による）表示をする場合に限り、行うことができる。国税庁においてはe-Taxにより処分通知等を受ける旨を「当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式」による必要があることから、税務調査における事前通知のデジタル化においては、上記方式も見直す必要がある（デジタル推進法7①但書、国税省令11）。

マイナンバー制度のインフラである「マイナポータル」は、行政機関等において、自分の情報などのやり取りされているかを確認するためのポータルサイトである。しかし、マイナポータルは、他にも様々なサービスを提供しているとともに、マイナポータルのAPI（Application Programming Interfac

e）を行政機関や事業者などに提供し、行政又は民間

電子メールによる接触はメールアドレスの誤り等の情報漏えい等リスクがあり適当ではない。マイナポータルにログインするには公的個人認証を用いたログイン方法が採用されており、例えば、マイナポータル等のクラウドな空間で税務当局がフラグを立て、納税義務者又は税理士がそれを参照するなどの方法が考えられる。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

3. マイナポータル等の活用

マイナポータル制度のインフラである「マイナポータル」は、行政機関等において、自分の情報などのやり取りされているかを確認するためのポータルサイトである。しかし、マイナポータルは、他にも様々なサービスを提供しているとともに、マイナポータルのAPI（Application Programming Interfac

e）を行政機関や事業者などに提供し、行政又は民間

電子メールによる接触はメールアドレスの誤り等の情報漏えい等リスクがあり適当ではない。マイナポータルにログインするには公的個人認証を用いたログイン方法が採用されており、例えば、マイナポータル等のクラウドな空間で税務当局がフラグを立て、納税義務者又は税理士がそれを参照するなどの方法が考えられる。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

電子メールによる接触はメールアドレスの誤り等の情報漏えい等リスクがあり適当ではない。マイナポータルにログインするには公的個人認証を用いたログイン方法が採用されており、例えば、マイナポータル等のクラウドな空間で税務当局がフラグを立て、納税義務者又は税理士がそれを参照するなどの方法が考えられる。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

電子メールによる接触はメールアドレスの誤り等の情報漏えい等リスクがあり適当ではない。マイナポータルにログインするには公的個人認証を用いたログイン方法が採用されており、例えば、マイナポータル等のクラウドな空間で税務当局がフラグを立て、納税義務者又は税理士がそれを参照するなどの方法が考えられる。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

4. 事前通知のデジタル化とその課題

税務調査における事前通知のデジタル化は、法令上若干の整備が必要であるものの、システム的には十分可能である。一方、事前通知に係る全ての手続をデジタル化するには、いくつかの課題がある。

まず、一つ目は、税務代理権限の確認の問題である。第一義的には、税務代理権限証書を提出している税理士に通知することになるが、その時点で、税務代理関係が継続しているとは限らない（国通法74の9①、税理士法34①）。現在は、事前通知に先立って、電話で税務代理権限を確認しているが、昨今の情報保護に関する意識の高まりや

本年1月20日からは「法人設立ワンストップサービス」が、また、令和2年度中には「社会保険・税手続ワンストップサービス」が開始される。これらは、法人設立手続や従業員の社会保険・税手続について、マ

本年から開始される年末調整手続の電子化においても、従業員がマイナポータル等を通じて、年末調整に必要な情報を一元的に取得して活用できるようにする。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

電子メールによる接触はメールアドレスの誤り等の情報漏えい等リスクがあり適当ではない。マイナポータルにログインするには公的個人認証を用いたログイン方法が採用されており、例えば、マイナポータル等のクラウドな空間で税務当局がフラグを立て、納税義務者又は税理士がそれを参照するなどの方法が考えられる。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

以上のように、個人はもとより、個人事業主や法人における行政手続でもマイナポータル等の活用が検討されており、税務調査における事前通知のデジタル化に当たっては、マイナポータル等も含めて検討すべきである。

1 デジタル手続法。2 国税庁「行政手続のデジタル化に関するFAQ」。3 国税庁「行政手続のデジタル化に関するFAQ」。4 国税庁「行政手続のデジタル化に関するFAQ」。5 デジタル行政推進法。6 国税省令。7 国税省令。8 国税省令。9 国税省令。10 国税省令。